

## 会 議 録

会 議 名 (審議会等名)	平成29年度第5回川西市障害者施策推進協議会		
事 務 局 (担 当 課)	健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線(2657)		
開催日時	平成30年3月28日(水) 午後2時00分～午後3時30分		
開催場所	川西市役所 地下1階 B02会議室		
出席者	委員 (敬称略)	津田委員、福島委員、秋山委員、植田委員、森寺委員、寺田委員、宮坂委員、中谷委員、渡邊委員、喜谷委員、西垣委員、蒲原委員	
	その他	(欠席委員) 安田会長、扇田副会長、木村委員、今村委員、大泉委員、佐々木委員	
	事務局	根津健康福祉部長、岡本福祉推進室長、福丸障害福祉課長、斎藤障害福祉課長補佐、障害福祉課竹下	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 協議事項 (1) 「川西市障がい者プラン2023」(案)に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果について (2) 障がい者差別解消に関する取組状況等について 3. 報告事項 障害者施策推進協議会委員報酬の見直しについて 4. その他 5. 閉会		
会 議 結 果	別紙のとおり		

## 審 議 経 過

<p>福祉推進室長</p>	<p>開 会（午後２時００分）</p> <p>ただ今から「平成２９年度第５回川西市障害者施策推進協議会」を開会いたします。</p> <p>本日は、安田会長、扇田副会長とも、公務の都合により欠席する旨の届け出をいただいておりますため、僭越ながら、事務局のほうで会議を進行させていただきます。私は福祉推進室長の岡本でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、委員の異動について、事務局から報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>川西市社会福祉協議会の人事異動により、障がい児（者）地域生活・就業支援センター所長の上霜譲二委員が退任され、２月１日付けで後任のお所長に就任されました渡邊真司様に、新たに障害者施策推進協議会委員にご就任いただくことになりました。</p> <p>渡邊委員は、まだお見えではありませんが、ご紹介させていただきます。</p>
<p>福祉推進室長</p>	<p>委員の出欠をご報告いたします。ただいまの出席委員は１１名です。なお、安田会長、扇田副会長、木村委員、大泉委員、佐々木委員からは欠席する旨の届け出を頂いております。</p> <p>それでは、本日の協議事項に移ります。</p> <p>本日の資料といたしまして、お手元に「川西市障がい者プラン２０２３」関係の資料が「１－１」から「１－３」。それから、「障がい者差別解消に関する取組状況等について」ということで、「資料２－１」、「２－２」、「別紙１」から「３」までの資料。最後に、「資料３」で「報酬の見直しについて」。以上が本日の資料となっております。</p> <p>それでは、協議事項１「川西市障がい者プラン２０２３（案）に係る市民意見及び市議会意見に対する検討結果について」です。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、協議事項１『川西市障がい者プラン２０２３』（案）に係る市民意見及び市議会意見に対する市の検討結果」につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、お手元の資料１－１「川西市障がい者プラン２０２３（案）に係る意見提出手続結果」をご覧ください。</p> <p>平成２９年１２月２５日から平成３０年１月２４日までの間に実施いたしました「意見提出手続」——いわゆる「パブリックコメント」につつま</p>

## 審 議 経 過

して、市民お2人から計8件のご意見をいただいております。その検討結果を「資料1-1」として整理いたしております。また、後ほどご説明いたしますけれども、12月19日及び3月23日に開催いたしました川西市議会の議員協議会で、市議会議員の皆さまからいただいたご意見と市の検討結果につきましては、「資料1-2」として整理いたしております。また、これらのご意見等による当該計画（案）の修正対比表を「資料1-3」として整理いたしております。

それでは、まず、「資料1-1」をご覧ください。

1ページをお開きください。左側に意見番号を付しておりますので、意見番号の順にご説明してまいります。一番右側に意見提出者ということで、アルファベット表記をしております。Aという方と、Bという方のお二人からご意見をいただいているという意味でございます。

まず、「意見番号1」でございます。川西市内に就労継続支援A型の事業所や精神科のデイケアのほか、緊急時に対応できるシステムを作してほしいというご意見でございます。

このご意見に対して検討いたしましたところ、現在市内には、就労継続支援A型の事業所が2か所開設されていますが、今後とも必要なサービス提供体制の確保に努めていくこと、また、精神科のデイケアについては医療の一環として行われるもので、その提供体制等については県の保健医療計画に位置付けられていること、緊急時の相談支援体制については、基幹相談支援センターの設置に向けた検討とあわせ、そのあり方を検討していくことといたしております。

次に、「意見番号2」です。「障害者」と呼ばれることが不快であるというご意見です。

このご意見に対しましては、現状では、「障害者」や「障害」という用語に代わる一般に定着した適切な用語はないものの、「害」という字に対し、差別感や不快感を感じる方もおられることから、本市では、固有名詞などを除き、「害」の字をひらがなで表記することといたしております。

次に、「意見番号3」です。精神障がい者と地域との関わりについてのご意見です。

市では、障がいに関する正しい知識の普及を図るため、啓発活動等を通じた理解促進に努めていることや、国においても、地域共生社会の実現に向けた様々な取り組みが進められており、こうした取り組みを通して、障がい者が地域で安心して暮らしていける社会にしていきたいと考えております。

次に、「意見番号4」です。24時間365日いつでも相談できる窓口が

## 審 議 経 過

必要であるのご意見です。夜間や休日を含めた相談支援体制については、基幹相談支援センターの設置に向けた検討とあわせ、そのあり方を検討していくことといたしております。

2ページをお開きください。

「意見番号5」です。精神障がい者について、公務職場での採用を検討してほしいというご意見です。

精神障がい者の雇用については、職域や勤務形態の調査、調整を進め、公務職場での採用に向けた検討を行っていくことといたしております。

「意見番号6」です。精神障がい者に対する福祉的支援について、特にお願いしたいというご意見です。

障害福祉課に配置する精神保健福祉士の増員など、段階的に支援体制の拡充を図っており、今後とも、関係機関と緊密に連携を図り、精神障がい者が地域の一員として安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていくことといたしております。

「意見番号7」です。保健、医療、福祉関係者による協議の場に精神障がい者も参加させてほしいというご意見でございます。

協議の場の設置方法や参加者については、今後検討してまいりますけれども、当事者のご意見をお聞きする機会をできる限り多く設けるよう努めていくことといたしております。

「意見番号8」です。事業所一覧について、すべての内容がわかる資料がほしいというご意見でございます。

法改正により、障害福祉サービス事業所等に関する情報公表制度がこの4月に創設されることになっており、市といたしましても、利用者がニーズに応じた良質なサービスを選択することができるよう、事業所に関する情報提供に努めていくことといたしております。

以上が、市民の皆さまからお寄せいただきましたご意見と、それに対する市の検討結果の概要でございます。

次に、資料1-2「川西市障がい者プラン2023（案）に係る市議会意見と市の検討結果」をご覧ください。

市議会議員の皆さまからいただきましたご意見に対する市の検討結果について、ご説明いたします。同じように左側に意見番号を付してありまして、意見の内容、それに対する市の検討結果を記載しております。

まず、「意見番号1」です。計画に基づいて、各施設の充実に取り組んでほしいというご意見です。

市内でのサービス提供体制を拡充するため、施設等の整備手法や運営主体のあり方などについて検討を進めていくことといたしております。

## 審 議 経 過

「意見番号2」です。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互理解に基づき、等しく機会が得られるようにしてほしいというご意見です。

引き続き、障がい者との交流促進に努めるとともに、合理的配慮の適切な実施により、障がい者が社会を構成する一員として、地域のさまざまな活動に参画する機会の拡大に努めることといたしております。

「意見番号3」です。「障壁」という用語の説明が分かりにくいというご意見です。

説明文を一部見直しますとともに、どの用語に関する説明なのかを分かりやすくするため、脚注の表記方法を改めることといたしております。

恐れ入りますが、資料1-3「川西市障がい者プラン2023（案）修正対比表」の1ページをお開きください。

2番をご覧ください。従来、脚注には「障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」という説明のみを記載しておりました。これは何に対する説明かということは、本文中に「2」という番号を右肩に付して、そのページの一番下に説明文を記載していたんですけども、再度脚注の中にも「社会におけるさまざまな障壁」という、説明の対象となっている用語を書き込むとともに、説明も一部見直しまして、「障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と修正をいたしております。

同様に、他の脚注につきましてもすべて修正を行っております、1番、3番、4番、6番がこの脚注の修正の部分になります。

「資料1-2」にお戻りください。

ひきつづき、1ページの「意見番号4」です。障害者手帳所持者数の増加要因について分析した結果を記載すべきではないかというご意見でございます。

障害者手帳所持者数の増加要因については、国の障害者白書などを参考に記述しておりますけれども、明確な根拠を示して記述することは困難だと考えております。

2ページをお開きください。

「意見番号5」です。人材や採算の確保に課題を抱えている事業所に対し、市として何らかの支援を行うべきではないかというご意見でございます。

平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定では、事業者の経営実態を踏まえた基本報酬等の見直しが行われるとともに、本市の意見を反映し、

## 審 議 経 過

地域区分が6%加算地域から10%加算地域に変更されることになっており、これらの措置により一定の収支改善効果があるものと考えております。

次に、「意見番号6」です。今回のワークショップのように、当事者や家族、障がい者団体、事業者と一緒に参加できるものを今後も考えてほしいというご意見でございます。

障がい者施策の推進に当たっては、当事者をはじめ、関係者のご意見をお聞きする機会をできる限り多く設けるよう努めていくことといたしております。

「意見番号7」です。障がい者や障がい者施設について、市民の理解が得られるような機会をつくってほしいというご意見でございます。

従前からの取り組みに加えまして、この秋にオープンをいたします「キセラ川西プラザ」には、障がい者団体や障害福祉サービス事業所が入居する予定となっておりますことから、この施設を活用した取り組みも検討していきたいと考えております。

「意見番号8」です。障がい者が地域に出ていく仕組みづくりとして、施設改修に対する補助を検討してほしいというご意見でございます。

障害者差別解消法では、事業者等は、合理的配慮を的確に行うための施設の改善や設備の整備等に努めなければならないと規定されておりました。第一義的には事業者の責任において実施されるべきと考えておりますけれども、法の施行状況を見ながら、必要な対応を検討していきたいと考えております。

3ページをお開きください。

「意見番号9」です。公務職場での障がい者雇用や優先調達について、全庁的に取り組む方針を明確に記載すべきではないかとのご意見でございます。

障がい者雇用については、今後とも、採用試験に際して、障がい者の特性に応じて柔軟に対応し、障がい者が受験しやすいよう工夫してまいります。また、優先調達については、優先調達推進方針を策定し、取り組みを進めておりますけれども、共同受注窓口である「兵庫セルフセンター」の活用も含め、全庁的に調達の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、「意見番号10」です。市内で障がい者雇用が進むよう、市としても考えてもらいたいというご意見でございます。

新たに創設される就労定着支援をはじめ、就労を支援する障害福祉サービスの適切な支給決定を通して一般就労への移行を推進するとともに、労働行政との連携や市商工会などとの意見交換も含め、市内での障がい者雇用の促進に努めてまいりたいと考えております。

## 審 議 経 過

次に、「意見番号11」です。障がい児の数は増加傾向にあり、医療的ケア児への対応も含め、人材確保に努めてほしいというご意見でございます。

平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定では、事業者の経営実態を踏まえた基本報酬等の見直しが行われるとともに、医療的ケア児への対応では、新たに看護職員の配置に対する加算が創設されることになっており、必要な人材の確保にも寄与するものと考えております。

「意見番号12」です。保育や教育について、障がい種別に応じ、どのように指導していくか記載すべきではないかというご意見でございます。

障がい児保育事業及び幼稚園における特別支援教育については、ご指摘の点を踏まえ、施策のあり方を見直しを行います。一方、小・中学校における特別支援教育については、障がい種別ごとに指導を分けるのではなく、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが大切だと考えることから、特別支援教育全体について記述しております。

見直しの内容につきましては、資料1-3「川西市障がい者プラン2023（案）修正対比表」の2ページをお開きください。7番と8番をご覧ください。

就学前の教育、保育施策のあり方を見直すため、「障がい児保育事業の実施」と「幼稚園における特別支援教育の実施」の2つの事業を統合いたしまして、施策の名称を「障がい児教育・保育の実施」といたします。これに伴いまして、施策の概要について次のように変更をいたします。従前の記述では、「保育所において、集団保育の中で他の児童との関わりを持たせることにより、その成長を促進させるとともに健全育成を行う。」としておりましたけれども、「幼稚園・保育所・認定こども園などにおいて、集団保育の中で他の児童との関わりを持たせることにより、その成長を促進させるとともに健全育成を行い、児童の障がいの特性や発達に応じた教育・保育を行う。」と改めるとともに、必要に応じて加配教員を配置する旨の記述を追加いたします。また、施策の統合に伴いまして、担当所管を、教育相談センターとこども育成課の2つの所管といたします。

「資料1-2」にお戻りください。

4ページをお開きください。「意見番号13」です。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標について、協議の場の設置にとどまらず、3年間のうちに中身にまで踏み込んでほしいというご意見でございます。

可能な限り早期に協議の場を設置し、具体的な検討を進めるよう努めてまいりたいと考えております。

「意見番号14」です。一般就労への移行者数について、障がい種別ご

## 審 議 経 過

とに川西市の現状を示したうえで、それぞれ目標値を設定すべきではないかというご意見でございます。

市町村ごとの障がい者雇用の人数や雇用率は公表されていないため、障がい種別ごとに本市の現状をお示しすることは困難でございます。この目標値は、障害福祉サービスを利用して一般就労に移行する人数を定めるものですが、サービスの支給に当たっては、今後とも障がい者一人一人の状況を十分勘案し、適切に行ってまいりたいと考えております。

「意見番号15」です。市の管理する施設や実施する事業の中で、障がい者の就労につながる事業展開を考えるべきではないかというご意見でございます。

優先調達推進方針に基づき、全庁的に物品や役務の調達拡大に努めていくことといたしております。

「意見番号16」です。障がい者就労施設で受注できる仕事を掘り起こすよう、市が事業者に対して働きかけるべきではないかというご意見です。

共同受注窓口である「兵庫セルフセンター」では、市場性のある商品企画や仕事開拓にも取り組んでおり、こうした取り組みと連携を図るとともに、障害者施策推進協議会や障がい者自立支援協議会において、地域の実情を踏まえた支援のあり方を検討していきたいと考えております。

5ページをお開きください。

「意見番号17」です。就労系サービスについて、計画期間中に施設整備をしてもらいたいというご意見でございます。

市内でのサービス提供体制を拡充するため、施設等の整備手法や運営主体のあり方などについて検討を進めていくことといたしております。

「意見番号18」です。児童発達支援センターの設置数に関する目標値について、新たに設置する計画がないのであれば、「設置済み」とすべきではないかというご意見でございます。

恐れ入りますが、資料3-3「川西市障がい者プラン2023（案）修正対比表」の2ページをお開きください。

9番をご覧ください。従来、目標値の説明を「児童発達支援センターの設置箇所数」と記載しておりましたが、「平成32年度末における児童発達支援センターの設置箇所数」に修正することによりまして、目標値の定義を明確にいたします。

以上が、市議会議員の皆さまからいただきましたご意見に関する市の検討結果の概要でございます。

次に、そのまま、資料1-3「川西市障がい者プラン2023（案）修正対比表」をご覧くださいと思いますが、1ページにお戻りいただき

## 審 議 経 過

	<p>まして、これまでにご説明していない部分は、5番になります。</p> <p>61ページから64ページにかけまして、14項目の評価指標を掲載しております。計画の推進を通じて、どのような方向を目指しているのかということが一目でわかるようにするために、現状値から見た目標値の方向性を表す矢印を表示することで、一目でわかるようにしたいと考えております。</p> <p>事務局から説明は、以上でございます。</p> <p>なお、本日もご協議いただきました結果を踏まえまして、今後、最終的な計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。</p>
福祉推進室長	<p>説明は終わりました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>市議会意見の3ページの9番なんですけど、前々から私も言ってますように、川西市の公務員職場で障がい者雇用ということで、身体障がい者が対象となっておりますが、障がいのある方が受験しやすいような工夫をしていきますということですから、身体障がい者の方だけではなく、障がいの種別に関係なく受験する機会を提供していただけたらと思います。</p>
福祉推進室長	<p>意見でよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
福祉推進室長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは、ただいまのご意見以外に、特にご意見等がありませんので、先ほどの説明のとおり、お手元の修正対比表のとおり計画案を修正し、「川西市障がい者プラン2023」の成案とさせていただきますと思います。</p> <p>なお、作成いたしました計画につきましては、製本のうえ、おって、お手元にお届けいたします。</p> <p>それでは、協議事項2「障がい者差別解消に関する取組状況等について」に移ります。</p> <p>これについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、協議事項2「障がい者差別解消に関する取組状況等」につきまして、ご説明させていただきます。</p>

## 審 議 経 過

お手元の「資料２－１」をご覧ください。川西市における障がい者差別解消に関する取組状況についてご説明してまいります。

まず、この障害者施策推進協議会は、1回目の会議でもご説明させていただきましたけれども、障害者差別解消法の中に位置付けられております「障害者差別解消支援地域協議会」の役割もあわせて担っていただく、そういう協議体となっております。もう一度「障害者差別解消支援地域協議会」について、ご説明させていただきたいと思えます。

この地域協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律—いわゆる、障害者差別解消法の第17条及び第18条におきまして、地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや類似事案の発生防止の取り組みなど、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークとして組織することができるとされているものでございます。

本市におきましては、昨年2月に開催されました障害者施策推進協議会においてご協議をいただきました結果、施策推進協議会の委員に人権施策関係者や事業者の方、あるいは法曹関係者の方を加えることにより、地域協議会の機能を併せ持つ協議体とすることにいたしまして、昨年4月1日付で設置要綱を改正して、その旨を明確にしたところでございます。

2枚目のイメージ図をご覧くださいと思います。中央に障害者差別解消支援地域協議会と書いておりまして、その周りにこの協議会を構成するメンバーを四角で囲って書いております。例えば、「行政（国）」となっておりますけれども、本日はご欠席ですが、例えばこれはハローワークの方でありますとか、事業者ということであれば、この協議会の場合は川西市商工会の方からご推薦いただきました委員にご参加いただいていたたり、障がい当事者の方、学識経験者の方、NPO法人の方などがこの協議会のメンバーになっていただいているということでございます。その下に、協議会の事務局と記載しておりますけれども、事務局は川西市障害福祉課がさせていただいているということでございます。そして、左側には、「障がい理由とする差別に関する相談」と書いております。さまざまところに相談が寄せられるわけですが、例えば事務局に寄せられた相談、あるいはこの協議会を構成する関係機関のそれぞれの相談窓口へ寄せられた相談について、この地域協議会に持ち寄りまして、事例の共有を行いますとともに、その内容について協議を行うことによって、同じような事例の発生を防止する、あるいはどのような対応をすべきかといったことの共有を図っていくということが、地域協議会の目的となっております。

## 審 議 経 過

この「障害者差別解消支援地域協議会」というのは、川西市において障がい者差別のない町・地域を作っていくということに向けた協議を行っていく場でございます。一方、先ほどのイメージ図の中に「行政（地方公共団体）」の下に「川西市障がい者差別解消における庁内連絡会議」と記載しておりますが、これが川西市の内部における差別解消に向けた体制整備を行う会議として設置をしているものになります。

1 ページにお戻りいただきまして、2 番ですけれども、「障がい者差別解消推進庁内連絡会議」ということで、昨年4月1日に設置しております。障害者差別解消法第14条において、障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するためには、障がい者本人やその周囲からの相談に対して的確に応じるとともに、国または地方公共団体において相談及び紛争の防止等のための必要な体制整備に努めるという旨が規定されておまして、こうした趣旨を踏まえまして、昨年4月1日に「障がいを理由とする差別の解消の推進に係る庁内連絡会議」を設置し、相談及び紛争の防止等に必要な体制整備等について、全庁的に取り組むこととしているものでございます。

その下に、開催状況を記載しております。年に一回しかまだ開催はできていないんですが、昨年6月1日に開催いたしまして、このメンバーといたしましては、川西市行政組織上の各部の政策担当室長という位置付けのポストがあるんですけれども、各部から政策担当室長全員に出てきていただいて連絡会議を構成するといった形になっております。事務局は、障害福祉課が担当しております。前回の会議では、まず差別解消法について概要を説明して、再度認識を共有するとともに、「地方公共団体の長が処理する事務にかかる取り扱いについて」ということですが、障害者差別解消法では、実際深刻な差別事案があった際には、その差別が行われた事業を所管する大臣——主務大臣と呼んでおりますけれども——高齢者福祉であるとか障害福祉などの事業所で差別事案が起きた場合には、これを所管しているのは厚生労働大臣ですので、厚生労働大臣が主務大臣になる。鉄道事業者などの交通事業者で差別が行われた場合は、交通事業者を所管しているのは国土交通大臣になりますので、国土交通大臣が主務大臣ということで、その主務大臣が差別の解消に向けた取り組みを、事業者に対する指導・監督権限を背景として行うという位置付けになっております。基本的には、全て大臣が主務大臣としてこれに対応するというようになっておりますが、実際のいろいろな法律の中では、大臣の権限が都道府県知事や市町村長に移譲されている例がたくさんございます。権限が移譲されているものについては、権限の委譲を受けた都道府県知事や市町村長が差別

## 審 議 経 過

解消に向けた対応も行うということでございまして、川西市長が権限を有する事務については、それぞれの川西市の所管課が対応する必要があるということについて、認識の共有を図ったということでございます。

会議内容の3つ目は、「川西市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」ということで、「別紙1」としてお配りさせていただいておりますが、これについて再度認識の共有を図ったということですが、これは川西市の職員が障がいのある人に対して、窓口で対応する際などにどのように対応すべきかということについて定めたものでございます。内容の詳細な説明は省略させていただきますけれども、不当な差別的取扱いに当たり得るのほどのようなことかといった具体例を記載しておりましたり、合理的配慮に当たり得る具体例などを記載させていただくなど、職員がどのように障がいのある人に対応すべきかということの基準を示したものとなっております。今後こうした会議を最低年1回程度開催しまして、それぞれの所管課で障がいのある人に対する対応で要望を受けた、このような配慮をしているといった事例を持ち寄りまして、認識の共有や適切な対応についての協議などを行ってまいりたいと考えております。

それでは、2枚目をお開きください。周知啓発や研修の取り組みですけれども、広報としましては、「別紙2」としてお配りしておりますけれども、昨年5月号の広報誌に人権コラムという連載があるんですけども、その中の1回で障害者差別解消法のコラムを掲載しております。また、「別紙3」としてお配りしておりますけれども、広報の人権特集号の中でほぼ1ページを割きまして差別解消法についての説明を掲載させていただいております。また、川西市のホームページでは常時差別解消法についての情報を掲載しておりますとともに、啓発パンフレットやポスターについては、障害福祉課窓口を始め、主な公共施設で配布しております。

市職員向けの研修としましては、新規採用職員を対象といたしました初任者研修におきまして、「障害者差別解消法について」ということで障害福祉課職員が講義をさせていただいております。

以上が「資料2-1」の主な取組状況についてのご説明でございます。

引き続き、「資料2-2」をご覧いただきたいと思います。「障がい者差別に関する相談事例について」でございます。率直に申し上げまして、障害福祉課の窓口を始め、障害者差別ということについての相談というのが法律ができてから顕著に増えたということは見られない状況でして、事例としましては2件に留まっている状況でございます。

内容について簡単にご説明させていただきますと、まず1つ目ですけれ

## 審 議 経 過

ども、主に雇用に関する相談でございまして、相談をされた方は身体障害者手帳5級の方でございます。病院の介護職に内定を受けたけれども、税控除の申請のために障害者手帳を提示したら、健康であるにも関わらず不正に障害者手帳を取得したのではないかと疑われ、採用取り消しになったということでした。健康であれば手帳を返すべきではないかとか、税金の減免のために悪用しているのではないかなどと病院側が言う。障害者手帳を返したら採用してもらえるのかと病院に聞きますと、嘘をつく人は信用できないといったことを言われたと。他の内定を全て断って、現在の職場も退職予定となっている中でどうしたらよいのかと、手帳を返さなければならぬのか、事故で怪我をしたということで障害者手帳を取ったということですが、そのことについては病院側にも伝えていると。病院側からは、手帳を提示して欲しいと求められたことはないといった内容でございました。

これについての対応の経過ですけれども、まず障害者手帳を返還する必要はないということや、その障害者手帳は障がいの状態の変化に応じて等級変更等の申請が可能であるということについてお伝えさせていただきました。内容的には、障がいを理由とする就職差別である疑いが強いと考えましたので、相談窓口としましては労働基準監督署が対応の窓口になりますので、そちらをご紹介させていただいたところでございます。

2つ目の事例ですけれども、これは官公庁の窓口での事例ということでご相談をいただきました。相談をされた方は、発達障がいの方でございます。休職をされたために、年金事務所の窓口で手続きをしようとした際に、ゆっくりと説明をしてほしいという旨をその年金事務所の職員にお願いするために障害者手帳を提示したところ、どうやって手帳を取ったのかなどと手帳を持っていること自体を責められたということ。また、別のハローワークの窓口でも、お金のために障害者手帳を取ったのではないかなどと言われたといったご相談でした。ただ、この方につきましては、お話をお聞きしたんですけれども、大ごとにはしたくないということでしたので、お話を聞くに留まったという状況でございます。

以上が、協議事項2「障がい者差別解消に関する取組状況等について」の説明でございます。

よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

福祉推進室長

説明は終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

## 審 議 経 過

委員	<p>「資料２－２」の対応の仕方なんですけれども、１点目が、「就職差別の疑いが強いため、相談窓口として労働基準監督署を紹介」と書かれていますが、紹介というのは、この相談者に労働基準監督署に行ってくれというふうに仰ったのか、それとも労働基準監督署にこういう事例がありましたということで繋いだのか、どちらなんだろうというのが１点です。</p> <p>それから２点目が、年金事務所は国の機関ですか。ハローワークは県の機関ですよ。</p>
事務局	年金事務所は特殊法人、ハローワークは国の機関です。
委員	国の機関であれば義務なので、こういう相談があったということについて、ハローワークに報告する必要があるんじゃないかという気がするんですけども。この２点お願いします。
事務局	まず、１点目のご質問ですけれども、ここには記載を省略させていただいたんですが、実はもう１ヶ所、県が設置しております「障害者差別解消相談センター」というところがあるんですけども、そちらも併せてご紹介させていただきまして、センターが「これはこちらではなくて労働に関する相談なので」ということで、労働基準監督署の方に内容を含めてお繋ぎになったというふうに聞いております。
委員	誰が伝えられたんですか。
事務局	<p>県の相談センターの職員が繋いだということです。</p> <p>それから、２点目ですけれども、このケースを個別具体的にハローワークにお伝えはしておりません。申し訳ございません。</p>
委員	伝えたほうが良いのではないかと、という意見なんですけれども。国の機関であれば義務が発生しますから。意見として申し上げておきます。
委員	<p>川西市における差別事案に関する取組状況、取組体制について伺いたいですけれども。先ほどもご説明をいただいたんですけども、よく分からないところがありまして。</p> <p>まず、前提として「資料２－１」の２ページ目にあるように、実際の障がい者差別事案に関する相談の一義的な窓口は、各相談窓口というふうに書いてありますけれども、各相談窓口というのは具体的にどこを指すんで</p>

## 審 議 経 過

事務局	<p>しょうか。また、その窓口で「障がい者差別に関する相談を受けますよ」という周知がされているのか、というのがまず1点と、それから先ほどもご説明がありました障がい者差別解消推進庁内連絡会議のあり方なんですけれども、今年度は1回開かれたということなんです、相談事例がこれだけしかなかったという報告があったのですが、この事案があったときに参集して検討されたのかどうか。これからこういうことが増えてくるとなると、先ほど言うておられたような構成員の方々に適宜参集することが可能なのかどうか。それに関連して、各窓口で紛争解決すると書かれていますけれども、解決しないことも当然あり得ると思いますので、そういった場合どのようにすることになるのかを教えてください。</p> <p>まず、1点目でございますけれども、相談窓口についてどのような周知が行われているかということですが、障害者差別解消法では新たに窓口を設置するのではなく、既存の相談窓口の活用や充実を図っていきとされておりまして、本市におきましても「ここが障がい者差別解消に関する窓口です」というものを新たに設置はしておりません。従いまして、この図は川西市だけではなくて、障害者差別解消支援地域協議会を構成するそれぞれの機関全体を表しているんですけれども、川西市であれば障害福祉課でもお聞きしますけれども、人権担当の窓口にも相談できる場所がありますし、労働のことであれば労働行政の窓口もあります。あるいは、市民相談課という様々な相談を受ける窓口もありますし、行政相談という行政機関に関する相談を受ける行政相談委員という方がいらっしゃる、その方が川西市役所に来られて定期的に相談日を設けていらっしゃいますので、そういった窓口にも相談ができる。そういった、それぞれの相談窓口ということを目指しておりますので、周知という意味では「ここに相談してください」ということは十分にはできていないと思っております。ただ、市で配布しております差別解消に関するパンフレットには、兵庫県が障がい者差別に関する相談窓口ということで、「兵庫県障害者差別解消相談センター」を設置されていらっしゃいます。毎日10時から午後4時まで電話で相談を受け付けておられますので、こちらの窓口につきましては、ホームページあるいはパンフレットに記載して周知させていただいております。</p> <p>それから、2点目にご質問をいただきました参集の件、今日ご紹介した相談事例について連絡会議の議題にしたのかどうかですが、この連絡会議は基本的に庁内の会議ということで、川西市の市役所なり、市が行政を推進していく中で提起された差別事案について共有するというのを主な目</p>
-----	--

## 審 議 経 過

	<p>的としておりますので、ここで随時参集するというのは、主には市の窓口で差別事案が発生した場合を想定しておりますので、今回の2つの事例については参集しておりません。川西市を含めて地域で起こった差別が疑われる事案については、障害者差別解消支援地域協議会において協議するというのを想定しているところでございます。</p> <p>紛争解決のことですけれども、それぞれの相談窓口で対応することが基本であるということになっておりますので、最初のご説明中で主務大臣のお話をさせていただきましたけれども、この差別解消の取り組みというのは、差別解消法そのものには紛争解決の仕組みというのが十分には規定されていないところでございまして、この紛争解決については、それぞれの主務大臣が持つ事業者などに対する指導権限を背景として、その事業の適正化に向けた取り組みを通じて紛争解決を図っていくという仕組みになっておりますので、それぞれ権限のあるところの相談窓口に繋いでいくというのが基本的な形で、その権限を持ったところが対応していくことになっております。</p> <p>今のご説明を受けたうえで、県の相談対応も存じ上げているんですが、結局また別のところを紹介されるというお話で、次から次にいろいろなところをご説明するということになってしまうので、そういったことでは、というところで、宝塚市でも三田市でも条例を制定し、西宮も条例を制定しようと、紛争解決機能を持たせようという話になっているかと思うんですけどね。こちらでは何かお考えがあるのかお聞きしたいんですけれども。</p> <p>川西市として紛争解決まで踏み込んだ体制整備というところまでは、率直に申し上げて検討出来ておりません。今のところ予定はございません。</p> <p>障害者差別解消支援地域協議会は発足できているところがあるんですか。各地域に、小学校単位とか。</p> <p>この会議が、障害者差別解消支援地域協議会ということでございます。</p> <p>先ほどの相談窓口についてご説明いただいたんですけれども、私たちは川西市に住んでおりますので、兵庫県と言われても全く分からない。特に当事者の方は川西市のどこに相談していいかというのが、各部署に行ってくださいと言われても分からないので、やはり川西市に住んでいる方が川西市の市役所のどこに行けば相談してその部署に連れて行っていただける</p>
委員	
事務局	
委員	
事務局	
委員	

## 審 議 経 過

	<p>のか、案内していただいて次の方に繋いでいただけるということを是非取り組んでいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>ご指摘のように、そういった統一的な窓口が設置できるのが最も良いのは十分認識しておりますけれども、体制を作るということについては、いろいろと予算的なことや人力的なこともありますので、すぐにはできない状況でございます。ただ、適切な窓口がどこかということをご紹介したり、そこに情報提供も含めた繋ぎという部分については、当然障害福祉課でも行いますし、障がい者に関する一般的な相談を受け付けている相談支援事業所などでも、これまでも対応しておりましたし、今後も同じようにさせていただきますということでございます。</p>
委員	<p>これは意見ですけれども、今のお話と関連するんですが、相談窓口を集約できないというのは、それはそれとして、日弁連の方で相談員向けの対応マニュアルというものを作って、おそらく川西市にも送っているはずですよ。なかなかこの窓口でもというお話をしても、相談を受ける側のスキル、差別解消法のことについての知識が必要ですので、必ずしもこの相談窓口でも適切に対応できるというわけではないと思いますので、是非そのマニュアルを活用していただいて、相談を受ける方のスキルアップに使っていただきたい。先ほど紛争解決機能のお話をしましたけれども、実際には相談で終わっているケースがほとんどです。というのも、相談できちんと対応して適切なアドバイスができるからこそ相談で終わるのであって、それができないということは相談員の対応にも問題があるということになると思いますので、ぜひ活用していただきたいと思います。</p>
福祉推進室長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、他にご質疑等がないようですので、以上で協議事項2「障がい者差別解消に関する取組状況等について」の協議は終わります。</p> <p>以上で、今日の協議事項については終わりました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。</p> <p>「障害者施策推進協議会委員報酬の見直しについて」です。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「資料3」をご覧くださいと思います。</p> <p>大変恐縮なご報告ですけれども、この障害者施策推進協議会の委員報酬につきましては、現在は1回ご出席いただきますと、会長の場合は、</p>

## 審 議 経 過

<p>福祉推進室長</p>	<p>13,100円、委員のみなさまは11,100円をお支払いいたしておりますけれども、本年4月1日付で報酬の根拠になっております「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」が改正されまして、報酬につきまして1回ご出席をいただく都度、会長の場合は1回あたり12,400円、委員のみなさまにつきましては、10,500円ということで、5.5%の引き下げが特別職報酬審議会で決定されまして、このように見直しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、ご質疑等ないようですので、以上で「障害者施策推進協議会委員報酬の見直しについて」の報告は終わります。</p> <p>次に、「その他」ですが、この際委員のみなさまから何かございましたら、ご発言をお願いします。</p> <p>何かございますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>この会議が障害者差別解消支援地域協議会ということを言われたので、この会議は川西市障害者施策推進協議会なんですけれども、括弧で何か入るのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>名称としては、障害者施策推進協議会ということだけなんですけれども、この協議会の設置規則の中で、どのようなことを協議する会議なのかということの規定しておりまして、その中にこの「障害者差別解消支援地域協議会が協議すべき事項」を規定させていただいているところでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>他にも、協議会の中に含まれているものがあるんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>他の役割はありません。元々ありました施策推進協議会の担当事務と言いますのは、「市における障害者施策に関する総合的かつ計画的な推進に関する事項」となっていたんですが、それをもう少し分かりやすくするために昨年の4月の改正で、まずは「障害者計画や障害福祉計画の策定や変更に関する事項」と、「障害者差別解消法第18条に規定する障害者差別解消支援地域協議会が協議すべき事項」というのが2点目、そして3点目としてこの2つ以外に、「川西市の障害者に関する施策の実施状況の調査、その他障害者施策に関する重要事項」と、この3項目がこの障害者施策推進協</p>

## 審 議 経 過

	<p>議会の所掌事務ということで規則に規定させていただいております。</p>
委員	<p>今のお話に関連して、障害者差別解消支援地域協議会を兼ねているということで、取組状況についてご報告いただいたんですけども、次年度はどうするんだというところをお伺いしていないので、このままやっていくという理解でいいんですかね。</p>
事務局	<p>体制としては、先ほどご説明した内容で30年度もやっていきたいと思っております。今回事例をご紹介させていただきまして、様々なご意見をいただきましたので、相談対応についてはそのご意見を踏まえて適切に対応していきたいと思っておりますし、今後の体制整備につきましても、すぐには対応できないとは思いますが、今よりも良い体制ができるように改善はしていきたいと思っておりますし、また今後も事例をご紹介させていただきますので、その時にどういった対応をすべきであったかということについてご意見をいただければ、そのように今後も努めていきたいと思っております。</p>
委員	<p>先ほどご意見があったように、どの相談窓口でも受けるということ自体は悪いことではないんですけども、むしろこういう事案はここが受けますということは明示した方が、これだけの人口規模がある中でこれだけの件数しか来ないというのは、やはり案内に問題があるのではないかと思いますので、いろいろな事情はあるかと思っておりますけれども、もう少し考慮していただいた方が良くと思います。</p>
福祉推進室長	<p>事務局、ご検討のほどよろしく申し上げます。 他にございませんでしょうか。</p>
委員	<p>分からないので教えていただきたいんですけども、この差別解消の事案が一番起こるのは学校だと思うんですけども、公立学校についての差別解消法の仕組みがどうなっているのか。教育委員会は教育委員会で独立で持っているということでしょうか。それとの連携というのは特に考えなくてもいい、それはあっちの話ということでもいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>学校についても、先ほどご説明しました対応要領と同じようなものが教育委員会の方でも、公立学校における対応要領ということで策定されております。庁内の体制としては、連絡会議の中には教育委員会の担当も含ま</p>

## 審 議 経 過

	れておりますので、事例については同様の取扱いとなります。
福祉推進室長	よろしいでしょうか。 それでは、事務局から何か連絡事項等ありますでしょうか。
事務局	長時間に渡りましてご協議いただきまして、ありがとうございました。 本年度の障害者施策推進協議会は、今回は最終となります。次回の協議会でございますけれども、日程は未定でございますけれども、6月頃の開催を予定しております。また近付いてまいりましたら、改めてご案内をさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。
福祉推進室長	以上で、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。 これをもちまして、平成29年度第5回川西市障害者施策推進協議会を閉会いたします。 みなさま、1年間熱心にご協議をいただきまして本当にありがとうございました。  閉 会（午後3時30分）